

宝塚市指定保育所助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育が必要な児童が宝塚市指定保育所指定等に係る要綱第4条により指定された保育所（以下「指定保育所」という。）に入所する場合において、当該指定保育所に対し助成を行うことにより、保育水準の維持向上を図り、もって当該児童の健全な育成に資することを目的とする。

(助成措置、使途基準及び種類)

第2条 市長は、指定保育所が次条に定める助成対象児童を入所させた場合に、予算の範囲内において、指定保育所の代表者（以下「代表者」という。）に対し指定保育所助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

2 助成金の使途は助成対象児童の保育にかかる必要な費用とし、種類及び額等は、別表に定めるとおりとする。

(助成対象児童)

第3条 助成対象児童は、宝塚市に居住する0歳（生後56日目までは除く。）から5歳（年齢は、当該年度の前年度の末日（3月31日）時点とする。以下同じ。）までの児童で、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「支援法」という。）第20条第3項の規定により認定された者とする。

(助成対象児童の入所手続き及び保育料)

第4条 前条に定める助成対象児童が指定保育所に入所するには、保護者は希望する指定保育所に入所申込を行い、入所許可を受けた後、指定保育所入所届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定保育所入所届出書を受理したときは、当該助成対象児童の別表に定める保育料を決定し、当該指定保育所に対して、助成対象児童通知書（様式第1号）を交付するものとする。

3 指定保育所は、前項の通知に基づき、前項の保育料を対象児童の保護者から徴収することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする代表者は、指定保育所助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定保育所助成金所要額調書（様式第3号）
- (2) 職員等調査書（様式第4号）
- (3) その他必要書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ助成金の交付の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付決定額の変更)

第7条 助成金の交付決定を受けた代表者は、交付決定のあった助成金の額の変更を受けようとするときは、指定保育所助成金変更交付申請書（様式第5号）に指定保育所助成

金所要額調書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、前条の規定を準用する。

(助成金の請求及び交付)

第8条 助成金の交付決定を受けた代表者は、次に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定めるところにより助成金の請求をするものとする。

(1) 保育費助成金 毎月の保育費助成金請求書（様式第6号）、入退所状況表（様式第7号）及び職員配置状況表（様式第8号）を翌月10日までに市長に提出すること。

(2) 施設整備費助成金 市長が必要と認める指定保育所の施設又は設備の整備を行うときは施設整備費助成金請求書（様式第9号）を市長に提出すること。4月分と5月分については2か月分を6月10日までに、6月分から翌年の3月分までについては、

2 前項第1号の助成金は、交付決定額を12で除した額を概算で交付し、事業年度の最終月において調整を行うものとする。ただし、交付決定額の変更があつたときは変更交付決定のあつた月の翌月の交付額から変更する。

3 市長は、前2項の規定による請求があつたときは、請求内容を審査の上、必要と認められた場合は、請求があつた日から14日以内に助成金を交付するものとする。

(報告又は実地調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の遂行状況の報告を求め、又は実地調査等を行うことができる。

(是正措置)

第10条 市長は、助成金の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成事業に関する是正措置を代表者に命じることができる。

2 是正措置を命じられた代表者は、速やかにその改善を図り、市長に是正に関する結果を報告しなければならない。

(助成金の額の変更)

第11条 市長は、第9条の規定による報告又は実地調査等若しくは前条第2項の規定による結果報告に係る書類の審査により、助成金の額の変更が必要であると認めるときは、交付すべき助成金の額を変更し、指定保育所助成金額変更通知書（様式第10号）により代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により額の変更を行つた場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその差額の返還を命じるものとし、追加して助成金を交付する必要があると認めるときは、予算の範囲内で追加して助成金を交付することができる。

(実績報告)

第12条 代表者は、助成金の交付の決定に係る市の会計年度終了後（助成事業が年度途中で完了したときは当該完了後）60日以内に、事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものにあつては、その指定する期日までに提出することができる。

- (1) 所要額報告書
- (2) 職員検診等調査書

(3) 収支決算書

(4) 重要物品台帳

(5) その他市長が必要があると認める書類

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた代表者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 宝塚市指定保育所指定等に係る要綱第7条により指定が取り消されたとき。

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、指定保育所が第8条第1項第2号に規定する施設整備費助成金の交付を受けた日から3年以内に廃止等した場合は、既に交付した当該助成金について、次のとおり返還を命じるものとする。

(1) 1年以内に廃止等のとき 既に交付した額

(2) 1年を超え、2年以内に廃止等のとき 既に交付した額の2分の1

(3) 2年を超え、3年以内に廃止等のとき 既に交付した額の4分の1

(施行の細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行し、改正後の宝塚市指定保育所助成金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成21年5月1日から適用する。

(助成金の内払)

2 改正前の宝塚市指定保育所助成金交付要綱の規定に基づいて、平成21年5月1日からこの要綱施行の日の前日までの間に支払われた助成金は、改正後の要綱の規定による助成金の内払とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表2（注）6の規定は、施行日以後に指定保育所に入所している助成対象児童に適用し、同日前に指定保育所に入所している助成対象児童については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係「助成措置」及び第4条関係「保育料」）

1 保育費助成金

- (1) 保育費助成金は、助成対象児童1人当たりの助成基準額から当該助成対象児童の保育料を控除した金額とする。
- (2) 助成対象児童1人当たりの助成基準額は、次表のとおりとする。ただし、(5)に定める入所指定日とその月の16日であるとき、又は退所がその月の15日以前であるときは、半額の場合を適用する。
- (3) 1歳以上の助成対象児童で、市長が特別な支援を要すると認めた場合は、0歳児の助成基準額を適用する。
- (4) 市長が、災害時の安全確保や感染症の拡大防止等のために、指定保育所に対して休所の要請をし、指定保育所がその要請を受けて休所をした場合で、指定保育所が保護者から徴収する保育料のうち休所期間に相当する額の保育料を減額したときは、その減額した額を助成金に加算して指定保育所に交付することができる。
- (5) 助成対象児童の入所指定日は、毎月1日又は16日（入所日が休所日にあたるときは、その翌日とする。）とし、入所指定日外の入所については、当該入所日から直近の入所指定日までの間は、助成の対象外とする。

年齢区分	助成基準額(円)	半額の場合(円)
0歳児	144,000	72,000
1歳児、2歳児	86,000	43,000
3歳児	43,000	21,000
4歳以上児	37,000	18,000

2 保育料

助成対象児童の属する世帯の階層区分	減免区分	保育料(円)

階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者が属する世帯及び保護者が里親である世帯、並びに市町村民税が非課税である特例世帯		0	37,000
B	A階層を除き、市町村民税が非課税である世帯	10割減免	7,000 0	
C	市町村民税所得割課税額が48,600円未満である世帯(特例世帯に該当する世帯に限る。)	10割減免	8,000 0	
	市町村民税所得割課税額が48,600円未満である世帯(特例世帯に該当する世帯を除く。)	5割減免 10割減免	15,000 8,000 0	
D	市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満である世帯(特例世帯に該当する世帯に限る。)	10割減免	8,000 0	
	市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満である世帯(特例世帯に該当する世帯を除く。)	5割減免 10割減免	30,000 15,000 0	
	市町村民税所得割課税額が77,101円以上133,000円未満である世帯	5割減免 10割減免	30,000 15,000 0	

E	市町村民税所得割課税額が133,000円以上301,000円未満である世帯	5割減免	45,000	23,000
		10割減免		0
F	市町村民税所得割課税額が301,000円以上である世帯	5割減免	60,000	30,000
		10割減免		0

(注) 1 支援法第30条の5に定める施設等利用給付認定を受けたものは上記の表の金額に関わらず、保育料を零とする。

- 2 指定保育所への入所がその月の16日(休所日の場合は翌日を含む。)であるとき、又は退所がその月の15日以前であるときは、保育料を半額とする。
- 3 1に定める場合を除き、助成対象児童が同一月中において、休所日を含み連続して20日以上休所した場合は、保育料を半額とする。
- 4 入所指定日外の入所の場合の保育料は、指定保育所が定めた金額を、日割り計算等の方法によって、保護者の了解を得て徴収することができる。
- 5 次の各号に該当する場合の保育料は表の減免区分を適用し、減免額は、1,000円未満の端数を切り捨てて算出する。

なお、年齢が同一である児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。

(1) 表の減免区分中、5割減免を適用する児童

ア 市町村民税非課税世帯を除いた市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(特例世帯に該当する世帯を除く。)で特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目に当たる児童

イ アに定める場合のほか、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する負担額算定基準子ども(ただし、同条の小学校第三学年修了前子どもを除く。以下「指定保育所保育料算定基準子ども」という。)である他の児童が1人いる場合において、指定保育所の入所児童のうち、最も年齢の高い児童

ウ ア及びイに定める場合のほか、指定保育所にのみ2人以上が入所している場合において、最も年齢の高い児童の次に年齢の高い児童

(2) 表の減免区分中、10割減免を適用する児童

ア 市町村民税非課税世帯(特例世帯に該当する世帯を除く)で特定被監護者等が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目以降に当たる児童

イ 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯(特例世帯に該当する世帯に限る。)で特定被監護者等が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目以降に当たる児童

ウ 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(特例世帯に該当する世帯を除く。)で特定被監護者等が3人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から3人目以降に当たる児童

エ ア、イ及びウに定める場合のほか、指定保育所保育料算定基準子どもである他の児童が2人以上いる場合において、指定保育所に入所している児童

オ ア、イ及びウに定める場合のほか、指定保育所保育料算定基準子どもである他の児童が1人、指定保育所に2人以上が入所している場合において、指定保育所入所児童のうち最も年齢の高い児童を除いた他の児童

カ ア、イ及びウに定める場合のほか、指定保育所にのみ3人以上の児童が入所している場合において、最も年齢の高い児童と次に年齢の高い児童を除いた他の児童

6 この表において「市町村民税所得割課税額」とは、宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則(平成27年規則第34号。以下「規則」という。)第3条第3項の規定を準用して得られた額とし、「特例世帯」とは規則第4条第2項の特例世帯をいう。

7 保育料の決定及び階層区分の認定は、4月から8月までについては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までについては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき、それぞれ行うものとする。ただし、第1項に該当する3歳以上児は階層区分の認定を要しない。

8 階層区分の認定変更は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 納入義務者が居住する家屋又は家財等が、当該年度内に風水害、火災等による損害を受け、その損害額(保険金、賠償金等によって補填される額を除く)が当該年度の保育料算定の基礎となった所得の10分の3以上である場合
 - (2) 納入義務者が失業等により収入をたたれ、又は苦しい減収となり、当該年の所得(見込額(保険金等によって補填される額を加える)が当該年度の保育料算定の基礎となった所得の10分の6未満である場合
 - (3) 市町村民税額が更正又は変更された場合
 - (4) 婚姻によらないで母又は父となり現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない納入義務者で、市町村民税の寡婦(寡夫)控除が取得できていない場合
- 9 階層区分の認定変更は次の方法により行うものとする。
- (1) 前項第1号については当該年度の所得見込額から損害額を控除し、市町村民税額を試算し、階層を変更する。
 - (2) 前項第2号については、当該年度の所得見込額を推計し、市町村民税額を試算し、階層を変更する。この場合における所得見込額は雇用保険受給額、休業補償金、傷病手当金等の収入額も算入するものとする。
 - (3) 前項第3号については、変更後の税額に基づいて階層を変更する。
 - (4) 前項第4号については、市町村民税を寡婦(寡夫)控除の適用があった

ものとみなして計算し、階層を変更する。

- 10 前項の場合において、該当する者以外の納入義務者の税額は、当該年度の保育料算定の基礎となった税額と変動がないものとする。
- 11 第7項第1号又は第2号の事由により、認定の変更を受けようとする納入義務者は、保育料階層区分認定変更申請書に当該事由を証する証明書等を添付して提出しなければならない。
- 12 第7項第3号の事由により、認定の変更を受けようとする納入義務者は、税額の変更を証する書面を添えて届け出なければならない。
- 13 第7項第4号の事由により、認定の変更を受けようとする納入義務者は、保育料階層区分認定変更申請書(みなし寡婦(寡夫)控除用)を提出しなければならない。
- 14 階層区分の認定を変更する時期は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第7項第1号又は第2号の事由による場合
 - ア 第10項の申請が4月から7月の間にあった場合は、申請のあった翌月から8月までの保育料に限り行う。ただし、保育料決定をした翌月の末日までに第10項の申請があった場合は、保育料決定をした月から変更する。
 - イ 第10項の申請が9月から2月の間にあった場合は、申請のあった翌月から当該年度末までの保育料に限り行う。ただし、保育料決定をした翌月の末日までに第10項の申請があった場合は、保育料決定をした月から変更する。
 - (2) 第7項第3号の事由による場合は、第11項の届け出があった翌月から変更する。
 - (3) 第7項第4号の事由による場合
 - ア 第12項の申請が4月から8月の間にあった場合は、4月から8月までの保育料に限り行う。
 - イ 第12項の申請が9月から3月の間にあった場合は、9月から3月までの保育料に限り行う。
- 15 助成対象児童の入所に伴い入所金を徴収する場合は、一人当たり3万円以下とする。

2 施設整備費助成金

施設整備費助成金は、備品等整備のための助成基準額28,000円に入所定員を乗じた金額の範囲内で市長が必要と認める指定保育所の施設又は設備の整備等のために交付する。

特定個人情報3～7の根拠法令について

■宝塚市指定保育所助成金交付要綱第4条と別表
※別紙参照

■宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則第4条第2項の一部抜粋

前項第2号の規定にかかわらず、保護者等の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満の世帯(特例世帯(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)以下「支援法施行令という。))第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する者がいる世帯をいう。以下同じ。)に該当する世帯に限る。以下略

■子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号の一部抜粋

市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における特定教育・保育給付認定保護者(その者又はその者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者その他内閣府令で定める者をいう。))以下略

■子ども・子育て支援法施行規則第22条

令第4条第2項第6号の内閣府で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(令第4条第二項第6号に掲げる特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)
- 二 身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。))に限る。)
- 三 療育手帳制度要綱(昭和三十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
- 五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
- 六 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)
- 七 その他市町村の長が生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者